

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 角谷産業株式会社
法人番号 : 1170001005286
業者の住所 : 和歌山県和歌山市加納460-6
- 2 指名停止の期間 : 令和7年1月28日～令和7年2月27日(1か月)
- 3 指名停止の措置対象地区 : 近畿地区

4 事実概要

当該業者は、和歌山市が発注した土木一式工事(楠見66号線道路改良工事その4)において、特定建設業者以外の建設業を営む者と4,500万円以上となる下請契約を締結したことに関し、建設業法第28条第1項第7号に該当するとして、和歌山県から令和6年12月11日付けで、同法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けた。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第13号(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～12 省略	省略
(建設業法違反行為)	
13 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として1か月以上9か月以内
14～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)